

(令和6年11月21日掲載)

# 身寄りない人 支えるには



## 徳弘 博国 (とくひろ・ひろくに)

県社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあ高知」運営委員長。1971年東京生まれ。2000年に土佐山田町（現香美市）社会福祉協議会に入職。2015年から、生活相談センター香美の所長として生活困窮者や高齢者・障害者の支援に取り組んでいる。2024年から、県社会福祉士会で成年後見制度など権利擁護に関する事業をおこなう「ぱあとなあ高知」の運営委員長。好きな言葉は「もちろんいいですよ」。相談者一人一人異なる、複雑で解決困難な問題に対し、丁寧かつ真摯に向き合う姿勢を心がけている。

私たち社会福祉士は、暮らしの中でさまざまな困難の中にある方々の相談に乗り、寄り添いながら、解決に向かってお手伝いをする専門職です。

加齢や障害により身体的・精神的にハンディがあり、困窮状態や社会的孤立状態にあっても、制度やサービスにつなげるなどして日常生活がスムーズに営めるように支援をおこなっています。

よく知られているように、高知県は高齢化が全国より約10年先行しています。中でも、一人暮らしの高齢者世帯が増加しており、全世帯のなかで約2割が一人暮らし高齢者です。

このため、いわゆる「身寄り（頼れる親族）」のいない高齢者が孤立することを防ぎ、権利を保障し、生活や終末期をどう支えていくかが課題となっています。

日本は、公的制度の利用や民間取引において、親族がいることを前提とした申請や商習慣が一般的となっています。

例えば、アパートや公営住宅を借りる際の身元保証人、治療や手術のための入院や、福祉施設に入所する際の身元引受人に親族が必要とされることが多く、身寄りがいない方にとって不利益となる現状があります。

親族が必要とされるのは、入居（あるいは入院、入所）の後、ご本人が亡くなった時に、遺体の引き取りが問題となるためです。

以前は親族などの身寄りのない方は少数でしたが、世帯規模の縮小や家族関係の希薄化などにより増加しており、社会的な仕組みを見直す段階に来ています。

私がかつて、身寄りのない高齢者Aさんの終末期の支援に関わったことがあります。

真夏のある日、Aさんが体調不良で病院にかかったところ、末期のがんで既に手の施しようのない状態でした。医師は余命一週間と見立て入院を勧めましたが、本人は拒み自宅に戻りました。Aさんは唯一の家族とも言える愛犬が心配だったのです。

重篤な状態での単身生活は厳しく、毎日朝夕に看護師が自宅を訪問しました。そして医師の見立てどおり、一週間後に愛犬に見守られながら息を引き取りました。私は、Aさんのご遺体が納められたひつぎの横を離れず静かにたたずんでいた犬の姿に胸を打たれ、犬を飼ってくれる方を探し、小さなお子さんのいる家庭が引き取ってくれました。

どう生きたいか、そしてどんな最期を迎えたいか…。身寄りのない方が望んだ姿を実現させることは一人ではできません。

突然の病気で亡くなったAさんでしたが、自宅で愛犬に見守られながら人生を終えるという、最低限望んだ姿をかなえることはできました。こうしたことが「支援者に恵まれたね」あるいは「家族がいてよかったね」でなく、どのような人でも権利として享受できるような社会を整備していく必要があると思います。そのためには、制度の充実はもちろんですが、市民レベルの支え合いや共生思想を高めることが大切でしょう。

いま高知県は、人と人、人と社会が相互につながりあう「高知地域共生社会」を推進しています。どのような境遇の人でも可能な限り望む生活を実現するために、行政に任せっぱなしにするのではなく、市民をはじめすべてのセクターがそれぞれのできることを重ね合わせていくことが望まれます。